

業務継続計画の作成にあたって

本計画は、令和2年度の「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防の効果的な支援の法律に関する基準等の条例改正に伴い、（自然災害・感染症）業務継続計画の努力義務化が規定され、令和6年度に義務化されました。これに伴い、松田町地域包括支援センターでも業務継続計画の策定が必要となったため、ここで作成するものです。

「自然災害編」では、地震や風水害など甚大な災害が発生した際の松田町包括支援センター（以下「センター」とする。）の初動から通常回復までの業務を円滑に、適切に行い、地域の高齢者等に対する介護予防業務の影響を抑制することを目的に作成しました。1 総則（1）基本方針では利用者の安全確保、サービスの継続、職員の安全確保を、（3）ではリスクの把握、（4）では、研修・訓練の実施、BCPの検証・見直しを記載しています。

2 平常時の対応は、施設の安全対策、移動手段の確保、利用者・家族、関係機関と連携体制の確立を記載し、その際の対応や方法段を明記しています。3 緊急時の対応では、職員の行動基準、発災時の業務や

対応する体制、利用者の安全確保のための介護予防支援業務の継続対応を明記しています。

次に「感染症編」では、新型コロナウイルス等の感染症が蔓延した場合において、(介護予防) サービス提供を継続するために地域包括支援センターが実施すべき事項を定め、平素から準備を行い、危機の発生から平常時への復旧に向け計画的な対応を行い、利用者への影響を抑制するための環境を整備することを目的としています。

1 目的 (1) 基本方針では利用者及職員の安全確保、サービスの継続を、2 平常時の対応では、体制構築との整備、感染防止の取り組み、3 初動対応では、センター管理者統括のもと、各職員の対応、感染者が出た際の対応、関係機関へ連絡するため関係機関一覧表の明記、4 感染拡大防止体制の確立のための方法を記載しています。

計画は上位の計画である町地域防災計画をベースに、厚生労働省が提示した業務継続計画のひな形を踏まえ、作成しました。